

令和7年度別府競輪誘客プロモーション業務公募型プロポーザルに係る
客観的評価結果の公表

令和7年度別府競輪誘客プロモーション業務公募型プロポーザルが終了し受注業者が決定しましたので、その客観的な評価の結果をここに公表する。

令和7年6月1日

プロポーザル審査委員会委員長

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度別府競輪誘客プロモーション業務(競輪活性化事業)

(2) 業務目的

本業務では、別府競輪場を幅広い世代が気軽に訪れることができる魅力的なレジャースポットとして再構築し、これにより、既存の競輪ファンはもとより、既存の競輪ファン以外の、若者や女性、家族連れなどの新しい客層に対する来場促進に向けたイメージアップ戦略を図る。また、今後の安定した収益確保に繋げられる競輪活性化プロモーションを本業務の業務目的としたうえで、以下はその内容である。

新しい客層に訴求すべく、多彩なエンターテインメント性の高いイベントの開催に力を入れる。さらに、競輪ファンが選手を身近に感じられるようなイベントの実施や来場者に対するファンサービスの充実を図ることで、新しい客層や既存の競輪ファンの満足度を向上させ、来場促進を図る。

近年、車券購入の割合はインターネット投票が大きくなっていることから、デジタルマーケティングを強化し、YouTubeやSNSを活用したインターネット上で開催できるイベントなどを積極的に企画し、車券購入者へのプレゼントに一層力を入れるとともに、インターネットを利用するお客様の満足度向上と車券購入金額の増額を目指す。

(3) 業務内容

【業務１】①開設 75 周年記念別府競輪 GⅢナイトイベント等運営及び広報宣伝業務

②別府競輪 GⅢナイトイベント等運営及び広報宣伝業務

【業務２】別府競輪ファン感謝イベント等運営業務

【業務３】別府競輪新規顧客獲得業務

【業務４】来場・売上促進及びその他広報宣伝業務

(4) 業務期間

令和 7 年 3 月 17 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(5) 履行場所

別府市亀川東町 1 番 36 号 別府競輪場外

(6) 予算限度額

限度額 88,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 プロポーザル方式採用理由

当該業務の目的を達成するには、企画力・創造性が必要不可欠であるため、広く参加者を募集し、提案させることで、これらの要素を総合的に判断し、事業者を選定することができるため、公募型プロポーザル方式による選定方法を採用した。

3 スケジュール

表 1 スケジュール

日 時	事 項
令和 7 年 1 月 7 日 (火)	募集公告
令和 7 年 1 月 8 日(水)から 令和 7 年 1 月 15 日(水)まで	質問の受付期間
令和 7 年 1 月 21 日(木)から	質問への回答
令和 7 年 1 月 8 日(水)から 令和 7 年 1 月 24 日(金)まで	参加申込書の提出期間

令和 7 年 1 月 29 日(水)	参加資格審査結果通知
令和 7 年 2 月 3 日(月)から 令和 7 年 2 月 6 日(木)まで	企画提案書等の提出期間
令和 7 年 2 月 17 日 (月)	審査(プレゼンテーション・ヒアリング)、 最優秀提案者の選定
令和 7 年 2 月 21 日 (金)	審査結果の通知
令和 7 年 2 月 25 日 (火)	契約締結

4 プロポーザル選定委員会の設置

事業者の審査は、透明性及び公平性を確保し、専門的知見に基づいた審査評価を行うため、有識者等で構成される「プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会」という。)」において行った。

表 2 プロポーザル選定委員会

委員名簿	対象者
競輪関係団体に属する者	【委員長】 (公財) J K A
	(一社) 日本競輪選手会大分支部
観光及び産業関係団体に属する者	別府商工会議所
	別府市旅館ホテル組合連合会
別府市	公営事業局

5 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 別府市公営事業局物品等供給契約の競争入札参加者選定要綱（令和 6 年別府市公営事業局告示第 2 号）第 2 条の競争入札参加資格者名簿に業種コード「025 広告 003 広告宣伝」について、令和 6 年度の入札参加資格を受けている者であること。
- (3) 公募の日からプレゼンテーション、ヒアリング及び審査（以下「プレゼンテーション等」という。）の日の前日までの間のいずれかの日においても別府市公営事業局物品等供給契約に係る競争入札参加資格制限基準（令和 6 年別府市公営事業局告示第 21 号。以下「参加資格制限基準」という。）の規定に基づく競争入札参加資格制限期間中ではないこと。
- (4) プレゼンテーション等の日以前 3 箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 経営者等（事業主又は法人の役員、支配人若しくはその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用していると認められる企業若しくは団体をいう。）でないこと。
- (7) 大分県内に本社又は当市との契約について委任を受けた支店等がある法人であること。
- (8) 令和 2 年度（契約締結日基準）以降に、元請けとして国又は地方公共団体等が発注した、公営競技（※）に関するプロモーション事業に係る業務履行実績があること。
なお、プロモーション事業とは、来場者促進及び誘客事業、公営競技 P R 事業等を示す。

※公営競技とは、競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）、小型自動車競走法（昭和 25 年法律第 208 号）、モーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）に定められたものをいう。

6 参加資格審査結果

令和7年1月7日に募集公告を行い、令和7年1月24日まで、参加申込書等を受け付けたところ、次の3者から参加の申請があった。資格審査にて3者とも参加資格を有することを確認し、令和7年1月29日に全ての参加者に対し参加資格審査結果を書面にて通知した。なお、審査の公平性・公正性を確保するため、最優秀提案者を選定するまでは、企業名を匿名として審査を行った。

表3 プロポーザル参加者概要

企業名	提案者1 株式会社 大宣	提案者2 A社	提案者3 B社
-----	-----------------	------------	------------

7 審査方法等

(1) 審査の実施

- ア 審査は、審査委員会が、公正かつ公平な審査を適切に行う。
- イ 応募者による「企画提案書等」の説明（プロジェクター使用等による40分以内のプレゼンテーション）と審査委員会による10分程度のヒアリングを行う。
- ウ プレゼンテーション等の参加者は4名までとする。また、業務執行体制【様式7】に記載する担当者のうち、主担当者を予定している者の出席を必須とし、原則として主担当者がプレゼンテーションを行うものとする。
- エ プレゼンテーション等は非公開とする。ただし、事務局職員及び当市関係部署職員についてはこの限りでない。

(2) 審査基準

- ア 各評価項目の評価点については、各委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は小数点以下第2位を切り捨てた値とする。
- イ 評価得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。
最高評価得点が2人以上あるときは評価基準の「業務内容に関する提案」の評価点の合計がより高い者を最優秀提案者とする。この場合において、評価基準の「業務内容に関する提案」の評価点の合計が同点であるときは、該当者にくじを引かせ最優秀提案者を選定する。
- ウ 最低基準点を60点とし、評価得点が最も高い提案者の得点が60点未満であった場合は、最優秀企画提案者として選定しない。（応募者が1者の場合を含む。）

(3) 応募者が1者の場合の措置

応募者が1者であっても、プレゼンテーション等を行う。

(4) 審査の配点

表4 全体配点基準

項目	配点
全体方針	20 点
運営体制	20 点
的確性・創造性 (業務1～業務4)	60 点

表5 詳細な配点基準

評価項目	評価のポイント	配点 (満点)
全体方針	・本業務の基本方針を理解し、年間を通じて明確なコンセプトが示されているか。	10
	・固定概念に縛られず、独創的かつ実現性があり、興味や魅力を感じる企画提案になっているか。	10
運営体制	・業務履行体制や当該業務を履行するために必要な知識や経験を持ち合わせているか。	10
	・業務担当者（及び副担当者）の経験や知識、実績に問題はないか。	10
的確性・創造性 (業務1～4)	【業務1】 ①「開設75周年記念別府競輪GⅢナイター」イベント等運営及び広報宣伝業務 ②「GⅢナイター」イベント等運営及び広報宣伝業務 ・魅力を感じる企画提案になっているか。 ・来場意欲を湧き立てるイベント等を企画しているか。 ・業務履行コンセプトが明確に設定されているか。 ・自由提案について、「来場促進・売上向上・効果的な広報宣伝」に繋がり、魅力を感じることのできる企画提案になっているか。	20
	【業務2】 別府競輪ファン感謝イベント等運営業務 ・業務履行コンセプトが明確に設定されているか。 ・自由提案を含め、来場促進に繋がり、魅力を感じることのできる企画提案になっているか。	10

	【業務3】別府競輪新規顧客獲得業務 ・業務履行コンセプト、絵コンテ等が明確に設定されており、魅力を感じる企画提案になっているか。	10
	【業務4】来場・売上促進及びその他広報宣伝業務 ・来場及び売上促進に繋がる企画提案になっているか。 ・イメージアップに繋がる企画提案になっているか。 ・PV（動画）関連は、コンセプトや絵コンテ等を明確に設定し、魅力を感じる企画提案になっているか。 ・自由提案について、来場、売上促進及び効果的な広報宣伝に繋がる企画提案になっているか。	20
	合計点数	100

(5)各評価項目の得点化

評価項目ごとに、次に示す判断基準により得点化する。

表6 5段階評価

評価	判断基準	配点率
A	特に優れている	各項目の配点×1.00
B	優れている	各項目の配点×0.75
C	概ね優れている	各項目の配点×0.50
D	やや優れている	各項目の配点×0.25
E	仕様書を満たしている程度	各項目の配点×0.00

(6)参加者の評価得点

ア 100点満点とし、「1 評価項目と配点」に示す各評価項目の配点に上記の配点率を乗じたものを得点とする。

イ 各評価項目の得点は、審査委員の評価点の合計の平均値とする。なお、平均値は小数点以下第2位を切り捨てした値とし、各評価項目の平均値を合計した得点を評価得点とする。

ウ 評価得点が最も高い提案者を最優秀提案者とする。最高評価得点が2者以上あるときは評価基準の「業務内容に関する提案」の評価点の合計がより高い者を最優秀提案者とする。この場合において、評価基準の「業務内容に関する提案」の評価点

の合計が同点であるときは、該当者にくじを引かせ最優秀提案者を選定する。

エ 応募者が1者であっても、企画提案書等の審査、プレゼンテーション等を行う。

なお、応募者が1者であり、かつ、評価得点が**60点未満**であった場合は、最優秀提案者として選定しない。

8 審査結果

表7 採点結果

項 目	株式会社 大宣	A 社	B 社
全体方針			
本業務の基本方針を理解し、年間を通じて明確なコンセプトが示されているか。	50 点	40 点	32.5 点
固定概念に縛られず、独創的かつ実現性があり、興味や魅力を感じる企画提案になっているか。	45 点	35 点	30 点
運営体制			
業務履行体制や当該業務を履行するために必要な知識や経験を持ち合わせているか。	47.5 点	37.5 点	27.5 点
業務担当者（及び副担当者）の経験や知識、実績に問題はないか。	47.5 点	37.5 点	30 点
的確性・創造性（業務1～4）			
【業務1】	100 点	70 点	55 点
①「開設 75 周年記念別府競輪 GⅢナイター」イベント等運営及び広報宣伝業務			
②「GⅢナイター」イベント等運営及び広報宣伝業務			
魅力を感じる企画提案になっているか。			
来場意欲を湧き立てるイベント等を企画しているか。			
業務履行コンセプトが明確に設定されているか。	42.5 点	32.5 点	27.5 点
自由提案について、「来場促進・売上向上・効果的な広報宣伝」に繋がり、魅力を感じることのできる企画提案になっているか。			
【業務2】別府競輪ファン感謝イベント等運営業務			
業務履行コンセプトが明確に設定されているか。	40 点	30 点	27.5 点
自由提案を含め、来場促進に繋がり、魅力を感じることのできる企画提案になっているか。			
【業務3】別府競輪新規顧客獲得業務	40 点	30 点	27.5 点
業務履行コンセプト、絵コンテ等が明確に設定されており、魅力を感じる企画提案になっているか。			

知名度及びイメージアップに繋がる企画提案か。			
【業務4】来場・売上促進及びその他広報宣伝業務	90 点	65 点	55 点
来場及び売上促進に繋がる企画提案になっているか。			
イメージアップに繋がる企画提案になっているか。			
PV（動画）関連は、コンセプトや絵コンテ等を明確に設定し、魅力を感じる企画提案になっているか			
自由提案について、来場、売上促進及び効果的な広報宣伝に繋がる企画提案になっているか。			
総合計 (平均)	462.5 点 (92.5 点)	347.5 点 (69.5 点)	285 点 (57 点)

9 最優秀企画提案者の選定

上記の結果を基に、審査委員会では、総合計点数の高い提案者1（株式会社 大宣）を最優秀企画提案者として選定した。

10 客観的評価

本業務は、別府競輪場を幅広い世代にとって魅力あるレジャースポットとして再構築し、新たな来場促進および収益向上を図る重要な施策である。

選定委員会においては、株式会社大宣から提出された提案は、業務目的を的確に捉えた上で、若年層や家族連れなど新たな客層への訴求力を持つ多彩なイベント提案や、インターネットを活用したデジタルマーケティング戦略、ファンサービス強化策などが具体的かつ実行可能な形で盛り込まれており、非常に高く評価された。

また、これまでの実績に加え、専門性の高い人材を揃えた制作体制や、迅速かつ柔軟な対応が可能な運営力が際立っており、業務遂行能力も極めて高いと評価されたことから、本業務の委託先として選定されたものである。

最後に、別府競輪の更なる発展のために様々な提案を考え過密なスケジュールの中提案の準備をしていただいた3社に感謝を申し上げ終了とする。